

労働裁判の起源と誕生の背景：絶対王政期における リヨン絹織物ギルドの取締役親方制度（下）

大野 威ⁱ

日本を含む多くの国で、労働問題に詳しい労使の代表を裁判官として参加させ、迅速、低コストで労使間の紛争を解決する労働裁判の仕組みが設けられている。これは1806年にナポレオン・ボナパルトによって創設された労働裁判（conseils de prud'hommes）からはじまったというのが定説になっている。本稿は、この労働裁判が絶対王政期、リヨンの絹織物ギルドにおいて親方とその使用者にあたる商人が共同でギルド内の紛争解決をおこなう取締役親方制度をモデルに誕生したことを明らかにしようとするものである。本稿の構成は次のとおりである。本稿の9では、1776年、テュルゴーによりギルド廃止の勅令が公布されたがリヨンの絹織物ギルドは大きな影響を受けなかったことを説明する。10では、1779年と1786年、絹織物職人によっておこなわれた賃上げ要求とその後の弾圧について説明する。11から13はフランス革命時、絹織物職人がシャリエ派からの支持を背景に賃上げを勝ち取っていく様子を明らかにする。そして14、15ではリヨン商業会議所からの要望を受けナポレオンによって労働裁判が創設されるまでの経緯を説明し、労働裁判が絹織物ギルドの取締役親方制度をもとにして誕生したことを明らかにする。

キーワード：労働裁判、労働審判、リヨン、フランス、絹織物、ギルド、取締役親方、テュルゴー、フランス革命、ナポレオン・ボナパルト

目次

はじめに

- 1 1540年 リヨン絹織物ギルドの誕生
- 2 1554年のギルド規約
- 3 1667年のギルド規約：商人の台頭
- 4 1700年と1702年の勅令：親方の反発と商人の巻き返し
- 5 1707-30年 商人による自立小生産者の締め出し
- 6 1737年のギルド規約：親方の権利拡大
- 7 1744年のギルド規約：商人の巻き返しと暴動の発生
- 8 賃率をめぐる対立（以上、第61巻第3号）
- 9 テュルゴーのギルド廃止の勅令（以下、本号）

10 1779年 賃率表の作成からカニユの乱（1786年）へ

11 フランス革命1：1789-90年、賃率表の復活

12 フランス革命2：1791年 アラルド法とル・シャブリエ法

13 フランス革命3：1792-94年 賃率の引上げ、リヨンの反乱、恐怖政治

14 1803年4月12日法

15 1806年 ナポレオンによる労働裁判の創設
おわりに

9 テュルゴーのギルド廃止の勅令

賃率をめぐる商人親方と職人親方の対立が深まる中、1776年2月、自由な経済活動を望ましいとす

i 立命館大学産業社会学部教授

るフィジオクラシー (physiocratie) に共鳴した財務総監テュルゴー (Turgot) によってギルド廃止の勅令が公布された。これを受け、パリではただちにギルドが廃止されることになる。しかし5月、ギルドや高等法院から強い批判をあげてテュルゴーは財務総監を解任され、ギルド廃止も取り消しとなる。ただしまったく元に戻るのではなく、高等法院の意見を入れて類似のギルドを統合するなどギルド再編がおこなわれることになる。リヨンでもギルドの再編がおこなわれるが、絹織物ギルドは大きな影響を受けることから免れることができた。

17世紀フランスではフィジオクラシー (physiocratie) が大きな影響力をもつようになった。フィジオクラシーは日本では重農主義と訳されることもあるが、原義は「自然の(による)統治」であり、経済活動に対する人為的な干渉を排し自由な経済活動-各自がもつ才能を自由に活用する自由(職業選択の自由)を含む-を実現することが望ましいとする考え方を基礎にしている(ヒッグス 1957: 65-6; 久保田 1968: 1, 108-113; 渡辺 1971: 44-6)。この考えに基づき最初にギルドを批判した一人が、テュルゴーが賛美するグルネー (Gournay) であった。1752年9月、リヨンで国王直轄の商務監察官 (intendant du commerce) であったグルネーは、徒弟制は入職者を制限することで結果として価格の吊り上げをもたらし、女性のギルドからの排除は家族を支える必要のある女性の立場を考えない不当なものだとしてギルドを批判した。この批判はギルドから猛烈な反批判を受け、この時はギルド制度の改編につながることはなかった (Godart 1899: 131)。ちなみに、レッセフェール (laissez-faire) = 自由放任の語を世に広めたのはグルネーと考えられている (ヒッグス 1957: 93)。

グルネーの考えを受け継ぎ1776年2月にギルド廃止の勅令を公布したのはテュルゴーであった。勅令の前文は、ギルドが製造販売を独占し、人々が職業を始める自由を奪っていることの弊害を次のように述べてギルド廃止を正当化している。

王国のほとんどすべての都市において、さまざまな技芸や職業の遂行は、ギルドに組み込まれた少数の親方 (maîtres) の手中に集中しており、彼らは他の人々を排除して特定の商品の製造や販売をおこなう排他的特権を享受している。その結果、芸術や職業を自分の性向や必要からおこないたいと思う臣民は、親方資格を取得することでしかそれを実現できない。しかしその資格は、長く過酷な徒弟期間を過ごさなければ得られず、さらに数々の要求や徴収に応じねばならず、そうしたものによって彼らが商売を始めるため、店を開くため、あるいは単に生活のために切実に必要とする資金の一部がまったく無駄に消費されてしまうのである (Shepherd 1903: 120)。

勅令の前文はギルドの問題点としてほかに、独占による価格の高騰、(多くのギルドが) 女性のギルド加入を禁止することで自ら働いて生活しなければならない女性の貧困を助長していること、外国人のギルド加入を禁止することでそこから得られる技術進歩を妨げていること、発明の普及を妨げていることなどを挙げている。そして、これまで(官職販売などで) ギルドが国家の財源とされてきたことについては、正義のため正されなければならないとしている (Shepherd 1903: 121-2)。

そして勅令(全24条)は、1条で、外国人をふくむ全ての者はどのような商業、職業でも自由に営めるとし、そのためにすべての商人および職人のギルド、親方制度を廃止し、その特権を無効にするとしている¹⁾。そして、14条は、すべての親方、コンパニオン、労働者、徒弟に対して、どのような理由であっても集会したり、団体を作ることを禁止している。そして、11条では100リーブルを超えない製品の欠陥に関する争いの司法判断を警視総監 (lieutenant général de police) に委ねるとし、12条では、徒弟契約、親方と職人の契約などについて100リーブルを超えないものは、警視総監が無料かつ最終審として

裁くとしている²⁾。これは、ギルドや参事会などがこれまで担ってきた紛争解決機能を国家が受け持つとするものであった。

この勅令はパリの113ギルドについては即時に効力をもったが、それ以外の地方については、それぞれの地方の実情が考慮されるまで猶予期間が与えられた。このためリヨンでは、この勅令がただちに執行されることはなかった(Pariset 1901: 222-5; Shepherd 1903: 121-2)。

この勅令は特権が失われるギルドの親方だけでなく、高等法院からも王国の密接に結びついた諸身体の一部であるギルドを廃止することは王国の安定を脅かし、職場が乱立することで経済的な混乱が引き起こされるなどと激しい批判を受けることになった(フォール 2007: 781-4; Vardi 1988: 704)。この結果、1776年5月12日、テュルゴーはルイ16世から財務総監を解任されることになった。そして1776年8月には、パリでギルドを復活させる新たな勅令が公布された。ただ、それはすべてを元に戻すものではなく、高等法院の意見に基づき、類似の職業をひとつのギルドにまとめ、女性のギルド加入を認めるといった変化をとともなうものであった³⁾。

そして、1777年1月、テュルゴーの勅令の執行を免れていたリヨンのギルドに対しても新しい勅令が公布された。この勅令は、1条でリヨンのすべてのギルドを廃止し、それを新たに41のギルド(communauté)に再編するとしている。3条は、薬局業、印刷業などは廃止が免除され、従来通りであるとしている。5条は、これまでギルドで親方だったものは、引き続きその職業を続けることができるが、新しく設立されたギルドに加入するには定められた(新規)入会料の1/4を支払う必要があるとしている。6条は、3か月以内に新しいギルドに登録しなかった者は、ギルドのいかなる会合にも出席できないこと、ギルドの特権を受けられないこと、今後はギルドの運営責任者である監督官(gardes)および補佐官(adjoints)の監督下に置かれることを定めている。9条は、参事会が許可した場合、2つ以上

の職業を兼ねることができるとしている。第16条は、ギルドへの受け入れ料の3/4は国の利益になることを定めている。

10条から13条はギルドの代表、監督官、補佐役の役割と選出方法を定めている。10条と11条は、毎年、最大300人の親方からなる集会(期間が長い者から300人)が開かれ、300人未満のギルドは24人、300人以上のギルドは36人の代表(députés)を選出すること、代表は監督官と補佐官のもとギルドの権利にかかわる事項を審議、決定すること、その決定は参事会から承認をうけて有効になることを定めている。13条は、選出された代表は3日以内に招集され、監督官と補佐役を投票で選出するとしている。12条は、監督官と補佐官の役割を、共同体の収入の管理・運営、構成員の規律の維持、規則の執行としている。ただし、絹織物に関わるギルドには10条、11条の規定が適用されないとし、これらは新しい規則が作られるまで従来どおり運営されるとしている。労働裁判に関係するものとしては、18条において、ギルドに関する紛争については従来どおり参事会が1審の役割を担うこと、ただし高等法院に控訴できるとされた。なお、パリのギルドを復活させた1776年8月の勅令は女性のギルド加盟を認めるものであったが、この勅令にはそのような内容は含まれていない⁴⁾。

勅令の前、リヨンには71のギルドがあったが、上述のように勅令によりそれが41のギルドに再編されることになった(Longfellow 1980: 38)。この勅令により、絹織物の補助的作業を担ういくつかの小さいギルドは統合されることになったが、絹織物ギルドは統廃合の対象にはならなかった⁵⁾。さらに、上述のように絹織物ギルドは新しい規約ができるまで従来どおりとされたため、パリゼはこの勅令の後、絹織物ギルドは引き続き商人親方、職人親方それぞれ4人からなる8人の取締役親方によって管理運営されたと述べている(Pariset 1901: 231)。パリゼは取締役親方の構成が商人親方、職人親方同数となった経緯については説明していない。ただ、新しい規約が作られるまでの間も商人親方と職人親方の対立は

おさまらず、職人親方は販売の自由、ギルドの管理運営における職人親方と商人親方の平等などの要求をおこなったとされており、職人親方の要求が取締役親方の対等な構成につながったことが示唆されている (Pariset 1901: 233)。

ところで、絹織物ギルドだけでなく他のギルドでも新しい規約の策定はなかなか進まなかった。このため、すべてのギルドに適用される規定が作られ、1783年1月、国王直属の地方監察官 (intendant) によって公布されることとなった。この布告は、郊外に工房をもつ自由を定めるほか、徒弟期間を4年に短縮すること、これまで親方を亡くした配偶者と親方の娘に限定していた女性の加入をすべての女性に開放することを定める一方、品質、製造にかかわる規制は設けなかった (Pariset 1901: 231-2)。

10 1779年 賃率表の作成から カニユの乱 (1786年) へ

ここで再び賃率をめぐる対立に話を戻したい。前述のように1774年、職人親方は参事会から無地織1オースあたり1スーの賃上げの約束を得たが、その約束は守られなかった (大野 2025: 8)。しかし、1779年12月、職人親方はこの賃上げを実行させるとともに無地織について賃率表を作成することに成功する。さらに、1783年、職人親方は参事会に対し賃率の再度の引上げを議論することの許可を求めた。参事会はそれを拒否するが、1786年8月、ワイン税 (banvin) の引き上げをきっかけに賃上げをめぐる大きな暴動がリヨンで発生。一時的に賃上げが認められることになる。しかし、そのあとすぐ軍が導入され、賃上げが取り消され、賃率表も廃止されることになった。

1779年5月、仕事が比較的盛んであったのを利用して、職人親方は1774年に認められた無地織1オースあたり1スーの賃上げの実現を求める請願を参事会におこなった。その結果、1779年12月、参事会布告により1オースあたり1スーの値上げが認められ

るとともに、無地織の種類ごとに賃率表 (tarif) が作成されることになった。そして、商人親方と職人親方がたとえこれより低い賃率で合意しても、賃率表の価格が優先されることになった。また、従来、職人親方、コンパニオンは賃率に異議がある場合、賃率が帳簿に記載されてから1か月以内に取締役親方に訴える必要があったが、1779年の参事会布告では、この期間をすぎても訴えを認めるとされた。その後、賃率表が作成され、数年間は守られたとされている (Godart 1899: 251-2; Pariset 1901: 234-5)。

1783年、ベルサイユ条約でイギリスとフランスの講話が実現すると、フランスでは経済的な楽観が広がった。こうした状況を背景に、1783年、職人側の4人の取締役親方は無地織だけでなく織物一般の賃率表を作成することの妥当性を議論するため、長老たちを集めて審議することを商人側の取締役親方と参事会に求めた。この求めに対して参事会は集会を禁止する決定で応えたが、国王顧問会議は参事会の立場とは逆に賃率表についての調査を命じた (Godart 1899: 252-3)。

こうしたなか、1786年8月8日、有名なカニユ (絹織物職人) の乱が勃発する。リヨン大司教は、毎年8月、居酒屋店主やワイン商人から特別なワイン税を徴収する権利をもっていた。この税は長い間徴収されることがなかったが、1786年になってふたたび徴収されることになった。これに対し、ワイン価格が上昇することに怒ったさまざまな職業の職人たちは賃上げを求めて仕事を停止した。そして8月8日夕方、絹織物職人は1オースあたり2スーの賃上げを要求して帽子職人らとともに市庁舎前に集まったが、窓ガラスが割られるなどの騒動となった⁶⁾。この時、警察が群衆に発砲して大きな暴動が始まることになった。騒ぎを収めるため、参事会は1オース2スーの賃上げを認可するが騒ぎは収まらず軍隊がリヨンに呼び寄せられたが、その中にナポレオン・ボナパルトがいたことが知られている。騒ぎはおさまり、8月12日には絹織物業のコンパニオン1人と帽子職人1人が反乱の首謀者として絞首刑となった

(Bezucha 1974: 9; Godart 1899: 253; Longfellow 1981: 10)。

そして1786年9月3日、国王顧問会議の決定(arrêt)により、参事会が認めた賃上げが取り消されるとともに、騒動以前からあった賃率表も廃止されることになった。決定は、騒動の原因が賃率表にあるとしたうえで、今後はすべての賃率は(個人々人)相互の交渉によって定められると宣言した。また、決定は賃上げを目的とした結社、集会を禁止した(Longfellow 1981: 10)。

11 フランス革命1:1789-90年、賃率表の復活

つづく1787年と88年、リヨンの絹織物業は大不況に陥り、多くの職人が仕事を失った。こうしたなかフランス革命が勃発する。リヨンでも1789年2月、第3身分選挙がおこなわれるが、絹織物職人が選出した選挙人の多くは商務長官(市長)によって排除されてしまう。このため、絹織物職人は全国3部会に対し賃上げを請願。1789年11月、国王から新しい賃率表の承認を得ることに成功する。商人はこれを認めようとしなかったが、1790年にリヨンの選挙がおこなわれ絹織物職人が市政に進出。新しい市評議会は、あらためて賃率表を正当なものとして判断した。

1787年と88年、リヨンの絹織物業は大不況に陥った。1786年から87年にかけての厳冬は、生糸の主要な供給源であったイタリアで桑の木をほとんど全滅させた。それに紋織物の需要減などが重なり、リヨンにおいて絹織物で生計をたてる4万人のうち自活できるのは2万2千人程度と見積もられる事態になった。そして、この状況は賃率の大幅切り下げをもたらすことになった(Pariset 1901: 238-41)。この後、リヨンでは絹織物職人による賃上げ要求と革命への動きが同時並行的に進んでいくことになる。

1788年8月、ルイ16世は翌年5月1日に全国3部会を召集することを決定。1789年1月に公布された選挙規定に基づいてリヨンでも第3身分(聖職者と貴族を除く平民層)の選挙が実施されることになっ

た。選挙資格は直接税を納めている25歳以上の男性で、投票は3段階からなっていた。第1段階は、ギルド集会またはそれに属さない者は別の集会に集まり、100名につき1人あるいは2人の割合で選挙人を選出。第2段階は、選出された選挙人が集まりリヨン市第3身分の意見書(cahier)を作成するとともにさらに選挙人を選出。第3段階は、第2段階で選出された選挙人が他の市村と合同で最終的な意見書(cahier)を作成するとともに全国3部会に派遣する代議員を選出するというもので、リヨンの選挙管区からは8人の代議員を選出するとされていた(Godart 1899: 93-4; 小井 2006: 38-9)。

1789年2月18日、リヨンの参事会は選挙方法を公布し、それから8日以内に各団体の集会を開催することとした。そして2月26日と27日にサンジャン大聖堂で絹織物業の集会が開かれ26日には2,651人、27日は約3,300人の有権者が出席した。数で勝る職人は、商人親方を一切選出せず、職人親方34人を選挙人として選出したが、この中には1786年のカニユの乱にかかわって投獄されたドゥニ・モニ(Denis Monnet)も含まれていた⁷⁾。その後、商人親方は参事会に不満を訴えるとともに、自分たちの代表を選出する許可を求め、トロザン商務長官(市長)はそれを許可した。しかし、選挙に関する紛争を裁定するため国から任命された委員は、商人親方の要求を退ける決定を下した(小井 2006: 39-40; Godart 1899: 94-6; Longfellow 1981: 13)。

その後、トロザン商務長官(市長)は職人親方の多くを排除することに成功する。リヨンは第1段階で150人を上限に選挙人を選出するとされていたが、実際には約200人の選挙人が選出されていた。トロザンはこの状況を利用して、絹織物職人が選出した34人のうちモニを含む22人を選挙人から排除し、穏健とみなされた12人だけが残ることになった。このこともあり、その後作成されたリヨン第3身分の意見書(cahier)は絹織物職人の意見が十分に反映されないものになった(Longfellow 1981: 14)⁸⁾。

このため、絹織物職人は全国3部会に対し、1786

年以前の半分の賃率で1日17-18時間働いている窮状を訴えるとともに、現在の食品価格などに基づいて新たに賃率表を作成する必要があることを訴える請願をおこなった⁹⁾。さらに、1789年8月4日、絹織物職人は国民議会(Assemblée nationale)¹⁰⁾に対し、(個人間で賃率を交渉するような)無制限の自由は反乱をもたらす恐れがあると述べ、すみやかな賃率表の作成を要求する請願をふたたびおこなった¹¹⁾。これを受け、1789年8月8日、ルイ16世は賃率表を廃止した1786年の国王顧問会議の決定(arrêt)を停止するとともに、商人親方と職人親方がそれぞれ6人の代表を選出して賃率表について交渉をおこなうことを命じる新たな国王決定(arrêt)を出すに至った。商人親方はこの国王決定に従うことを拒否して代表を選出しなかったが、職人親方は独自に賃率表を作成し9月18日にベルサイユに提出。11月29日、国王から承認を得ることになった(Longfellow 1981: 15)。

1789年12月、参事会など旧市政を廃止し、選挙により新しい市政を設立する国王特許が公布された。これを受け、1790年2月、リヨン市自治体(municipalité)で選挙がおこなわれ、市長(maire)、20人の市評議員(officiers municipaux)、42人の名士(notables)などが選出された¹²⁾。一定以上の納税額がある能動的の市民による直接選挙であったが、ロングフェローによればその基準が低かったため職人親方のほとんどがその基準を満たしており、選挙の結果、3人の織布職人が名士に当選した(Longfellow 1980: 154-5)¹³⁾。

新しく発足した市政は、その任期がはじまってから2週間後の1790年4月27日、前年に国王から承認を受けた賃率表を有効であり、1月1日にさかのぼって適用されると宣言した。商人親方がこれに抗議したため、職人側と商人側がそれぞれ5月1日の市評議会に代表を送り意見を述べることになった。そして数時間の討議がおこなわれた後、市の法務官(procureur)は職人側の意見を正当とみとめた。こ

れをうけ、5月5日、3,500人の職人が大聖堂に集まりモニを議長に選出しギルドから商人親方を追い出すことを決議した。さらに集会は、商人親方にギルドのすべての記録、金銭を手渡すことを求めるとともに、モニを含む4人を新しい取締役親方に選出した。一方、商人親方はこれに対抗し、7月28日に自分たちの取締役親方4人を選出した(Longfellow 1981: 16-8)。

ここで、当時のリヨンの政治状況を簡単に説明しておきたい。リヨンでは、パリと異なり社会的に影響力のある階層のなかで革命を推進する愛国派(patriotes)は少数にとどまった。これをおぎなつたのが憲法の友民衆協会(Société populaire des amis de la constitution)であった。1790年9月から1791年1月にかけて、裁判所書記ビュマ(Billemaz)と学校教師ラビュルド(Labrude)が中心となり、選挙単位として設けられた28セクション(地区)すべてに憲法の友民衆協会とそこから派遣された代表から構成されるクラブセントラル(Club central)が設立された¹⁴⁾。入会費、会費は低く抑えられ、絹織物職人を含む多くの職人や零細な小売店主がこの協会に加入した¹⁵⁾。憲法の友民衆協会は、もともとは革命で新しく制定された法律を学習し、その執行を監視することを目的としたものであったが大きな政治的影響力を発揮し、1790年11月におこなわれた市政選挙では愛国派のロラン派(穏健派)市政が誕生する原動力となった(Edmonds 1983: 230-1; Edmonds 1984: 419-20; Edmonds 1990: 70-2, 87-9; 小井 2006: 48-52)¹⁶⁾。ところでこのように革命が進む中、1791年、ギルドを廃止するアラルド法と職人の集会、結社を禁止するル・シャブリエ法が布告された。

12 フランス革命2：1791年 アラルド法とル・シャブリエ法

国民議会は、封建的な特権を廃止して個人の自由を実現することをめざすなか、ギルドもまた職業選択の自由などを侵害する封建的な特権と考えた。そ

れを示すのが、1789年8月4日、国民議会によるギルド廃止の決議であった。ただ、この時は新たな紛争を回避するため、その実行はおこなわれなかった。ギルド廃止が実行されるのは、1791年2月、アラルド法¹⁷⁾によってであった。このアラルド法が公布されると、各地でコンパニョンの親方に対する賃上げ闘争が活発化する。こうした動きを抑えるため、1791年6月、同職者の集会、結社を禁止するル・シャブリエ法が制定されることになる。なお、リヨンの絹織物業についていえば、こうした立法がただちに大きな影響を及ぼすことはなかった。リヨンでは紛争を避けるため、こうした立法のあとも絹織物の賃率表は従来どおり運用された。また、リヨンの絹織物業では、対商人で親方とコンパニョンの利害が一致し、この時期に両者の対立が顕在化することもなかった。こうしたことから、リヨンの絹織物ギルドはゆっくりとしたペースで解散が進められていくことになった。

国民議会におけるギルド廃止の議論は有名な1789年8月4日晩の決議にさかのぼることができる。その晩、国民議会は封建諸制度を廃止することを決議したが、その中にギルド廃止が含まれていたと考えられている¹⁸⁾。しかし、国民議会が8月5日から11日にかけて決議を法文化する過程でギルド廃止が取り除かれることになった。フィッツシモンズやルフェーヴルは、不安定な政治情勢のなかギルドを廃止(改革)することで新たな紛争を呼び起こすことを避けるためであったと指摘している(Fitzsimmons 2010: 24; ルフェーヴル 1975: 232)。この結果、可決された法律(憲法)はその1条で「国民議会は封建制(régime féodal)を完全に廃止する」(中村 2003: 11)と宣言し、続く条文で領主裁判、教会の10分の1税、永代地代、官職売買、聖職者や貴族の租税上の特権などの廃止を定めているがギルドについて直接の言及はなく、11条でわずかに「すべての市民は、出生による差別なしに、あらゆる職業(emploi)および教会、文民ならびに軍事の顕職(dignité ecclésiastique, civil et militaire)に就くことを認め

られ(る)」(中村 2003: 13)とギルドによる職業独占について疑問が生じる余地を残すにとどまった¹⁹⁾。

ギルド廃止の動きが進むのは1791年2月であった。国民議会の税制委員会は飲料の国内流通・販売に課される税(エド税)の廃止に動いたが、そのためには代わりに(ギルド廃止と結びついた)職業登録制度の新設が必要だという立場をとった。その中心であったピエール＝ジルベール・ルロワ・アラルド男爵(Pierre-Gilbert Leroy, Baron d'Allarde)は議会に対し、職業登録証を買えばだれでも自由に好きな職業を営むことができるようにするべきだと主張した。これに対して、仕事をする権利を買わなければいけないのは人権の侵害だという反対意見や、どのようなテストもなしに誰でも職業登録証を買えることについての安全上の懸念などが出されたが、国民議会は税制委員会のこの提案を承認し立法化がおこなわれた(Fitzsimmons 1996: 146-50; Fitzsimmons 2010: 43-4)。

制定されたアラルド法(1791年4月1日施行)は、1条でエド税の廃止を定め、2条で「親方身分の免状・書状、親方身分および宣誓ギルドに入るために徴収される料金(略)、そして、すべての職業特権は、いかなる名称のもとであれ、ひとしく廃止される」(河野 1989: 254)とギルド廃止を命じている。3条、4条は、親方身分の取得のため過去に支払われたお金の返却について定め、7条は「きたる4月1日から、何人も自分が好む取引をなし、自分が好む職業・手工業に自由に従事することができる。ただし、前もって営業免許状を取得し、後に定められる価額に従ってその対価を払い、かつ、既定の、あるいは今後定められうる警察規則に従う義務を負う」(河野 1989: 254-5)と職業登録制度を規定している。そして12条は、職業登録料を定めている。具体的には、毎年支払いが必要な額を職場あるいは住居の賃料に比例する形で定めており、パン製造など指定された一部の職業を除き、たとえば400リーブルまでの賃料であれば1リーブルにつき2スー(賃料の1/10)といっ

た支払い額を定めている²⁰⁾。

アラルド法の内容が明らかになると、各地で親方に対するコンパニョンの賃上げ要求やそのためのストライキなどが相次ぐようになった²¹⁾。1791年4月には、ボルドーの仕立て、パン製造のコンパニョンが賃上げなどのため集会を計画して行政当局から禁止の命令を受けることになった。パリでも賃上げを巡って大工、靴製造業で親方とコンパニョンの対立が生じ、6月には親方から賃上げを拒否された靴製造業のコンパニョンによるストライキが発生した(Fitzsimmons 2010: 50-1)。

こうした動きをアラルド法が廃止した同職者団体を再建する動きと解釈し、同職者による集会、結社、請願を禁止するル・シャプリエ法の制定を主導したのがフランス革命初期の急進派でジャコバンクラブ創設者のひとりでもあるル・シャプリエであった(Doyle 1989: 149; Fitzsimmons 2010: 51-2; Sonenscher 1989: 350-1)。彼はこれを次のようにはっきり述べている。

何人かの人々は廃止された同業組合を再建しようとして、技芸・職業の会議を形成し、そこで議長・書記・総代その他の役員が選ばれた。これらの集会の目的は、労賃の日当をあげるよう事業者や元親方に強制すること、労働者と雇主との間での好ましい合意を妨げること、そして、集会で定められる労賃の日給額およびこの集会が作成する他の規則に服する義務を記録簿に記載しそれに署名させることに存する。これらの規則を執行させるためには暴力さえ用いられている。(略)おそらく、すべての市民に、集会することが許されるべきではあろうが、しかし、一定の職業の市民には、彼らのいわゆる共通利益なるものために集会することを許すべきではない。もはや、国家のなかに同業組合はないのである(河野 1989: 258)。

そして1791年6月に制定されたル・シャプリエ法は、1条でギルドの廃止を再確認し、再建の禁止を

次のように定めている。「第1条 同じ身分・職業の市民たちのすべての種類の同業組合の廃止は、フランス憲法の根本的基礎の一つであるから、それを事実上再建することは、いかなる口実・形式のもとであれ、禁止される」(河野 1989: 258)。そして2条は同職者が集合して決定や決議をおこなうことを禁止し、3条はすべての行政団体は、ひとつの職業身分で出される請願は受理しないことを定めている。4条は同職者が一致して労働の提供を拒否することを禁止し、その首謀者に500リーブルの罰金を科すことを定めている(河野 1989: 256-8)。この規定は1848年2月革命の一時期を除いて、1864年まで73年続くことになる²²⁾。

ところで、リヨンの絹織物業についていえば、これらの法はすぐには大きな変化をもたらさなかった。紛争を避けるため、賃率表は従来通りに有効とされ、商人親方もそれに異議を申し立てなかった。また、リヨンの絹織物ギルドでは、賃率表にみられるように職人親方とコンパニョンが対商人親方で利害が一致し、ほかのギルドでみられたような職人親方とコンパニョンの対立はこの時期には顕在化しなかった²³⁾。この点を少し補足すると、他の職業では、親方に対してコンパニョンの人数が過大となり、生涯をコンパニョンとして過ごす者が増加していた²⁴⁾。こうした職業では、親方に対抗して非合法にコンパニョンの団体が作られ、相互扶助とともに労働条件の維持向上がめざされていた(Sewell 1984: 55; Sonenscher 1987: 86-94)。しかし、リヨンの絹織物業では、1789年時点でも親方5,575人に対し徒弟507人、コンパニョン1,796人という水準が保たれ、コンパニョンはなお親方になるための過渡的段階ととらえられていた(Bezucha 1974: 7)。また、リヨン絹織物業の親方の経済状況は悪くコンパニョンとくらべて少しましという程度であり、コンパニョンが親方との違いを強く意識するような経済状況は存在しなかった(Edmonds 1984: 413)²⁵⁾。

こうした状況のため、リヨン絹織物ギルドの解散はゆっくりおこなわれた。リヨンの絹織物業では、

1792年6月1日までを期限に職人親方と商人親方は親方資格証を返却し、そのかわりに登録に際し支払った額の支払いを受けることになった。登録料は人により違いがあったが、簡便にするため商人には300リーブル、職人には75リーブル、両方の資格を持つ者には375リーブルが一律に支払われることになった。ただし財政難のため、実際の支払いは数年にわけておこなわれることになり、多くの職人が受け取ったのは約束手形だった。最終的に親方資格証明書を返却し返金の約束をうけたのは49人の商人と458人の職人だった (Longfellow 1980: 196-7)²⁶⁾。

13 フランス革命3：1792-94年 賃率の引上げ、リヨンの反乱、恐怖政治

1792年秋、王権が停止されるとパリではジロンド派とジャコバン派の対立が激しくなる。こうしたなかリヨンの絹織物職人は市政府に対し、物価高騰などを理由に賃率表の引き上げを求める請願をおこなった。市政府は最初これを拒否するが、1792年11月、シャリエ派²⁷⁾の支持のもと職人と商人の話し合いがおこなわれ賃率表を引上げることが決まった。1793年5月、リヨンでは反ジャコバン派の蜂起がおこって市政を掌握するが、パリの革命政府による攻囲を受け10月に降伏した。その後、パリからの派遣議員を中心にリヨンで恐怖政治がおこなわれるが、1794年7月のテルミドールのクーデターによりジャコバン派支配は終焉した。

1792年8月10日、民衆がテュイルリー宮殿を襲撃して国王を監禁。これをうけて国民立法議会(Assemblée nationale législative)は王権を停止し、新しい憲法を起草するため国民公会(Convention nationale)の召集を議決した(ソブール 1953b: 6)²⁸⁾。この後、パリではジロンド派とジャコバン派の対立が激しくなっていく。

こうしたなか、1792年の9月あるいは10月、リヨンの絹織物職人はロラン派市政府に対し賃率表の引き上げを求める請願をおこなった (Longfellow

1980: 208)。かれらは、1789年の賃率表は1786年の物価をもとに策定されたが、革命政府が発行したアシニア紙幣の価値下落などで生活必需品の物価がほぼ倍増していると指摘。また、商人たちが生地を安く仕上げようと、地元産の絹以外の糸を代用したり、縦糸の本数を減らすよう職人に強制しているとも指摘。絹織物職人は、自分たちが物価高のため糸繰職人など補助労働者の賃金を引き上げざるを得なかったことや他都市での賃上げ例などをもとに25%の賃上げが合理的で正当だとした (Longfellow 1980: 206-8)。ル・シャプリエ法にしたがって個人々が交渉で問題を解決することが不可能なのは明らかであった。

同年11月、この請願に対し市政府は政府に300万リーブルの借款を求め産業復興とともに失業者救済に当てることを決定したが、それは絹織物職人が求めるものではなかった。このため絹織物職人は、シャリエ派のドデュー (Dodieu) の意見書にしたがい、市の主催で商人と職人の代表が賃上げについて話し合いをおこなうこと、そして毎年12月に同じようにして賃率を見直すことを要求した (Longfellow 1980: 211)。

結局、300万リーブルの借款は市にとどかなかった。また、1792年11月に市選挙がおこなわれ、ロラン派のニヴェール=ショルがシャリエを決選投票で逆転して市長に当選したが、物価高騰への不満などから評議会ではシャリエ派が多数を占めることになった²⁹⁾。またこの選挙では8人の絹織物職人が名士に当選するなど庶民層の政治進出が進んだ。この背景には、物価統制への対応などをめぐり、これまでの選挙でロラン派を支えてきた憲法の友民衆協会の多くのセクションとクラブセントラルがシャリエ派支持に立場を変えたことがあった (Edmonds 1984: 431; Edmonds 1990: 132; Longfellow 1980: 214)。

このように市評議会がシャリエ派が多数を占める中、1793年1月26日、ニヴェール=ショル市長が議長となり、商人と職人の代表からなる委員会で賃上げについて話し合いがおこなわれることになった。

そして、話し合いの結果、1/3の賃率の引上げ（絹のハンカチは1/4の引上げ）が認められ、1793年2月1日から施行されることが決まった（Longfellow 1980: 211-2）。

しかし、1793年5月29日、リヨンで反ジャコバン派による蜂起がおこり、市政を掌握しシャリエなどジャコバン派の指導者を逮捕した³⁰⁾。この時点では、国民公会はまだジロンド派が多数派を形成していた。しかし、その直後5月末にパリでセクションの民衆が蜂起し国民公会のジロンド派議員を逮捕。6月にはジャコバン派が国民公会を支配することになった。7月12日、国民公会はリヨンを反乱状態にあると宣言し、忠実な共和国派は3日以内にリヨンを離れるよう命じた。そして、8月8日に約3万人の攻囲軍がリヨン郊外に到着。8月22日から攻囲軍による市内への砲撃が始まり、リヨンは10月8日に開城した（小井 2006: 9-10章; Longfellow 1980: 228）。

この後、恐怖政治がはじまる。1793年11月には、反乱時に地区の役員として反ジャコバン活動に関わったことなどを理由にモニが処刑されている（Edmonds 1983: 236-8）。リヨン開城から6か月以内に約2千人が処刑された。これは恐怖政治の時期にフランス全土で処刑された人の10%以上にあたる（Bezucha 1974: 12）。恐怖政治を主導したのは、国民公会からの派遣議員（représentants en mission）を中心とした外部の人々であった。パリのジャコバン派は、反乱をまねいたリヨンの人々を信用していなかった。1793年11月に派遣議員が恐怖政治をおこなう実行部隊として20人からなる共和的監視臨時委員会（commission temporaire de surveillance républicaine）が設けられたが、この委員会に入った43人のうちリヨン出身者は1人だけであった（小井 2006: 271-275, 628-33; Longfellow 1981: 23-4）。

こうした外部の施政者を批判する中心になったのが反乱後に再建されたリヨンのジャコバンクラブであった³¹⁾。このクラブでは、37人の中核会員のうち14人は絹織物職人、6人はそれに関連する職業の職人であった。リヨンのジャコバンクラブでは、地元

の者が新市政から排除されていることや、反乱者から没収した資産を貧しい愛国者に再配分するとした1793年7月12日法や10月12日法が実施されないことなどについて批判がおこなわれた（Edmonds 1990: 292-4; 小井 2006: 377-9）。このため、派遣議員のフーシェ（Fouché）は、1794年3月にリヨンのジャコバンクラブを閉鎖した。しかし、国民公会の公安委員会はこれを認めず、フーシェを召喚しリヨンのジャコバンクラブの再建を図った。再建されたジャコバンクラブでも中核メンバー39人のうち絹織物職人は16人と大きな割合を占めた（Longfellow 1981: 26-7）。しかし、1794年7月、テルミドールのクーデターによりジャコバン派支配が終焉。リヨンのジャコバンクラブは解散し新しいクラブを設立するため新たに26人の中核メンバーが選ばれたが、その中に絹織物職人は1人しか含まれなかった（Edmonds 1990: 300; Longfellow 1981: 27-8）。

革命期、諸外国との戦争により海外販売が途絶するとともに国内需要が減少し、織機数は2,000台まで減少した。絹織物業の復興が軌道に乗るのは1800年近くになってからであった（Bezucha 1974: 13）。

14 1803年4月12日法

1803年4月、リヨン産業界からの要望をうけ職業上の規則を定めた法律が公布された。この法律は、警察の長や市長に産業における複雑な規則違反の判断をゆだねる内容を含んでいた。しかし、こうした問題に技術的な知識の少ない者が適切な判断をおこなうことは困難であり、リヨンの商業会議所は、1804年、労働裁判（conseil de prud'hommes）という名称で絹織物業専門の特別裁判所を設置することを政府に要望することになる。

1800年、ローヌ県知事は、リヨン産業界からの要望をうけ職業上の規則を定める委員会を任命し、起草した規則を政府に提出した。この法案はルニョー（Regnaud）によって大幅に修正されたのち、1803年4月12日に公布された（Duvergier 1826a: 192-3）。こ

の全5編からなる法律は、第1編で、製造業者からなる諮問会議所(chambres consultatives)を設置し、製造業の改善方法などを明らかにするとしている。第2編は、雇用主が賃下げのため結託すること、労働者が結託して労働停止することを禁止し、罰金額と懲役期間を定めている。第3編は、新しい労働手帳の制度を定めている。具体的には、労働手帳で前の雇用主が雇用契約の終了したことを証明しなければ、労働者は他の者から雇われることができない仕組みが定められている。リヨン絹織物業では前渡金を支払うことがしばしば行われており、労働手帳はこうした職人がその仕事(前渡金を受けた織機の仕事)を終えないうちに他の者に雇われること(その織機を他の者のために使うこと)などを防ぐため、リヨンの産業界から提案されたものだった³²⁾。第4編は、商標保護について定めている。そして第5編は、労働者や徒弟、製造業者、工場主や職人の間に生じる日常生活に関わる軽微な違反(affaires de simple police)は、パリでは警視総監(préfet de police)、他の都市では警察総監察官(commissaires généraux de police)、それ以外の場所では市長などに付託されることを定めている(Pariset 1901: 261-2)。

リヨンでは1802年12月に商業会議所(chambres de commerce)が設立されていたが、上記法律の公布をうけ自らを諮問会議所として組織した。このリヨンの諮問会議所は1806年から1814年まで単独であるいは1806年に設立される労働裁判所と共同でさまざまな職業規則案を作成して政府に提出している。諮問会議所は1816年、1817年、1821年にはギルド制度、親方制度の復活を求める請願もおこなっている(Pariset 1901: 263-4)。

ところで、この法律の第5編は警察の長や市長に、産業における複雑な規則違反の判断をゆだねているが、技術的な知識の少ない者が適切な判断をおこなうことは困難であった。そこでリヨンの商業会議所は、1804年、労働裁判(conseil de prud'hommes)という名称で絹織物業専門の特別裁判所を設置することを政府に要望している³³⁾。商業会議所は、その

際、同裁判は製造業者と労働者の比率を2対1とし、絹糸の窃盗と雇用主と労働者のあらゆる紛争を裁く権限を与えるべきだと提案している(Pariset 1901: 268)。そして、提案はナポレオンのリヨン訪問を契機に実現することになる。

15 1806年 ナポレオンによる労働裁判所の設立

1805年、ナポレオンは現在のイタリア北部にイタリア王国を設立することを宣言。ナポレオンはその首都ミラノでおこなわれる国王戴冠式にのぞむ途中、4月10日から16日までリヨンに滞在することになった。この滞在時、リヨンの商業会議所の代表がナポレオンに絹織物業内の紛争を解決するため労使の代表からなる労働裁判(conseil de prud'hommes)を設立することを請願した(Higby et al 1948: 467-8; Pariset 1901: 268)。

1805年4月14日、ナポレオンは司法を統括していた大法官カンバセレス(Cambacérès)宛てに書簡を記している³⁴⁾。そこには、リヨンの絹織物製造業者から要請があったとして、労働裁判(conseil de prud'hommes)の設立に関する布告案を送るので、これを変更せず國務院³⁵⁾に回送するかカンバセレスの意見を送るように指示している。そして、提出される案について合理的な範囲を超える変更がおこなわれないよう注意するよう記している(Bonaparte 2008: 207)。これをうけ、1806年3月の法律によってリヨンの絹織物業を対象とした労働裁判が設立された。

1806年3月の法律は次のような内容となっている(Duvergier 1826b: 311-3)。法律の目的については、絹織物製造業者(fabricans)と労働者(ouvriers)、または工房主(des chefs d'atelier)とコンパニオン・徒弟(des compagnons ou apprentis)の間に日常的に生じる小さな紛争を調停によって解決するために労働裁判を設置するとされている(7条)。労働裁判は5人の商人-製造業者(négocians-fabricans)と4人の工房主(chefs d'atelier)から構成される(1

条)。そして、毎日午前11時から午後1時まで、製造業者1名と工房主1名で構成される調停局が開かれる(7条)。調停が不調に終わった場合、金額が60フラン以下の紛争については、5人以上のメンバーで構成される審議会(少なくとも週1回開かれる)が費用なしかつ控訴なしで判決する権限を有する(6条, 8条)。金額が60フランを超える紛争で調停により解決できなかったものは、商業裁判所または管轄裁判所に付託される(9条)。また労働裁判は、製造業者、工房主、労働者、コンパニヨンのもとを訪れ、法律や規則に対する違反、原材料の横領などを確認する役割をもつ(10-13条)。さらに、労働裁判は、製造業者から織物の図案の届け出を受け、図案の所有権に争いがあった場合、日付が最も早い製造業者の名前を示す証明書を発行する(14-19条)。なお、この法律はリヨンの絹織物業を対象とするものであったが、34条で政府が適当と認める都市に労働裁判を設置できるとしており、ナポレオン帝政時代、26都市に労働裁判が設置された。最初に設置された22の都市のうち11は繊維産業の中心地であった(Higby et al. 1948: 468; Reddy 1984: 354n)³⁶⁾。

使用者的立場にある者とそれに使用される者が共同で職業にかかわる者の間の紛争を解決するとともに、規則などが遵守されていることを確認するため職場を検査することはまさにリヨン絹織者ギルドの取締役親方がおこなってきたことで、後者が労働裁判のモデルとなっていることは明らかである。なお、フランスの現在の労働裁判は労使同数の代表からなる裁判官でまず調停、判決をおこない、判決が同数で分かれた場合などにかぎって職業裁判官が加わる他の国に例をみない独特の仕組みとなっている(大野 2025: 8n)。この仕組みは、リヨン絹織物ギルドの取締役親方の紛争解決制度が参事会の裁判などと異なり、(中立の)第3者を組み入れない仕組みだったものがそのまま現在まで引き継がれていると考えられる。

おわりに

リヨンの絹織物ギルドは、1540年の最初の規約で親方から選ばれた取締役親方が構成員間の紛争調停にあたること、また調停が不調の場合は参事会あるいはセネシャル裁判に控訴できることを定めた。構成員間の紛争調停をおこなうのはギルドに一般的であるが、リヨンの絹織物ギルドが特別なのは、17世紀から18世紀末まで職人親方とその使用者にあたる商人親方が商品の販売権、賃率をめぐってはげしく対立しながらも、フランス革命期にギルドから商人親方が追放されるまでひとつのギルドを形成し、そのなかで取締役親方が職人親方と商人親方の間の紛争を含む紛争解決をおこないつづけたという点にある。この仕組みは、職人と商人(労使)双方の同意を得ながら迅速に紛争を解決する手段として19世紀に労働裁判に発展した。

ところで、1806年に設立された労働裁判では裁判官の過半数を製造業者が占めた。19世紀、労働者はこれを大きな問題ととらえ、賃率表の作成、賃上げ要求とともに労働裁判の裁判官構成の平等をめざす闘争をおこなっていくことになる。ここまでの記述から明らかなように、こうした闘争は19世紀に始まった新しいものでなく、17-18世紀の職人たちの闘争の延長にあるものであった。この点については別の機会に論じることにしたい。

注

- 1) ただし3-5条は、薬局業、金細工業、印刷業、書籍販売業、理髪業、かつら製造、浴場などをギルド廃止から免除している(Shepherd 1903: 126)。
- 2) *Édit du roi: portant suppression des jurandes et communautés de commerce, arts et métiers*, 1776年2月ベルサイユ公布、同年3月12日高等法院登録, p. 14.
- 3) 高等法院のセギエ(Soggier)は建言書(remontrance)の中で本文で述べたようにギルド廃止を激しく批判する一方、類似の職業をひとつ

のギルドにまとめ、いくつかの親方職を女性に認めることでこれまでの行き過ぎた訴訟沙汰がなくなるだろうと述べている(フォール 2007: 783-4)。そして、ギルドを復活させた1776年8月の勅令は前文で、テュルゴーの勅令に含まれていた不都合を是正するうえで、高等法院の意見に特別な注意を払ったと述べている。そして1条で、パリのギルドを6つの商人ギルドと44の職人ギルドに再編すること、10条で女性も決められた登録料を支払うことでギルドに加盟できることを定めている。ただし10条は、女性は集会に参加できず、役職につくこともできないとしている(*Édit du roi, par lequel sa majesté, en créant de nouveau six corps de marchands et quarante-quatre communautés d'arts et métiers, conserve libres certains genres de métiers ou de commerce*, 1776年8月ベルサイユ公布, 同月23日高等法院登録)。

- 4) *Edit duro roi: pour les communautés d'arts & métiers de la ville de Lyon*, 1777年1月ベルサイユ公布, 同月24日高等法院登録。
- 5) パリゼは、勅令により絹織物ギルドが職人と商人などに分けられたと他の部分と不整合な記述をしている(Pariset 1901: 225)。勅令には再編後のギルドの登録料の一覧が載っており、絹織物業については自ら製造に携わり他人を雇って製造させる商人親方500リーブル、請負職人親方100リーブルという記述がある。パリゼはこれをそれぞれ独立したギルドとして扱っているように思われる。しかし、そうすると一覧のギルドは42となってしまう、実際には、この区別は同一ギルド内での登録料の区別を記しただけのものと考えられる。
- 6) リヨンでは絹織物業のほか、靴下編み業、帽子製造業の規模が大きく、参事会は1789年、前者を3,777人、後者を約3,000人と推計している(Edmonds 1990: 15-6)。
- 7) 1786年9月3日の賃率表を廃止する国王顧問会議の決定のあと、モニは仕事停止を再開することを呼びかけ2か月間投獄された。この事件を契機に、モニは絹織物職人の代弁者となった(Edmonds 1983: 228)。
- 8) リヨン第3身分の意見書は、不況にあえぐ絹織物業に対して国家支援を強く求める一方、ギルドによる現行の規制について疑問を呈し、産業の自由化を促す内容となっている(Laurent et al. 1879: 608-15)。
- 9) ロングフェローは、請願を書いた人物をモニと推測している(Longfellow 1981: 14)。
- 10) 1789年6月17日、第3身分は反対90票、賛成490票でその名称を国民議会に変更した(ソブール 1953a: 91)。
- 11) 1789年7月には、パリでバスチーユ襲撃、リヨンでは入市税の廃止をもとめる人々による徴税事務所や市門の襲撃がおこっている(Edmonds 1990: 44; 小井 2006: 40-1)。
- 12) 1789年12月公布の国王特許では、市長、評議員、名士は次のように規定されている。市長、評議員、名士の任期は2年。市長と市評議員が参加する市評議会は最低月1回開催され、市の会計報告の審査・承認その他の議決をおこなう(38条, 39条)。不動産の売却、臨時課税など法で定められた事項、および市政当局が必要と判断した場合は、評議員および名士からなる総会が開催される(31条, 54条)。また評議員が死亡などで欠員となった場合、もっとも得票の多かった名士がその職につく(47条)(*Letters patentes du roi, sur un décret de l'assemblée nationale, pour la constitution des municipalités*, 1789年12月パリ公布, 同月14日国民議会布告)。
- 13) 1790年2月7日、パリ訪問中に病に倒れたトロザンの代理として市政を執っていた首席参事のアンペール・コロメス(Humbert Colomès)が武装した市民によって追い出された。翌週、市民は集会をおこなって投票に必要な条件の緩和を要求。これをうけ、残った参事会は投票に必要な納税額を3リーブルから半分に減額し、1787年あるいは1788年に30スー以上の直接税を納めている者に市政選挙での投票権を認めた。これにより登録された有権者は4,106人から15,981人に増加。これは25歳以上の男性のおよそ半分に相当した可能性があると考えられている(Edmonds 1984: 415-6; Edmonds 1990: 50-1)。
- 14) 1789年12月の国王特許に基づき、リヨン市内には選挙単位として28セクションが設けられた。当時の市の人口は約15万人と推計されており、単純

- 平均すると1セクションあたり約5,000人の人口となる(小井 2006: 18)。選挙日には、セクションごとに有権者が一次集會に集まり、そこで投票がおこなわれた。なおパリではセクションごとに常設の市民委員会が設置されたが、リヨンのセクションには常設の執行機関はおかれなかった(井上 1972: 108)。
- 15) 小井によれば、1791年1月16日の憲法の友民衆協会の機関誌は会員数を3,000人以上と記している。また小井は、現存資料から職業構成がわかる3協会のうちのひとつサン＝ヴァンサン＝セクションの協会は1791年に会員の80%が絹織物職人であったことを明らかにしている(小井 2006: 49-50)。
- 16) ロラン派はジャン＝マリー・ロラン(Jean-Marie Roland)とロラン夫人(Madame Roland)を中心としたリオンにおける穏健な愛国派(ジロンド派)のグループ。
- 17) ダラド法と記される場合もあるが本稿ではアラド法と記す。
- 18) 8月4日に決議されたのがギルドの廃止だったのかギルドの改革であったのか研究者によって異なる見解が存在する。たとえばルフェーヴルやセウエルは後者の見解を記している(ルフェーヴル 1975: 227; Sewell 1980: 86)。しかしフィッツシモンズは、8月4日の議論に参加した人々の手紙や当時の新聞、政治パンフレットなどから決議はギルドの廃止であったことを明らかにしている(Fitzsimmons 2003: 180-4; Fitzsimmons 2010: 21-5)。
- 19) この法律が明らかになるとすぐにパリではギルドに属さない者が食肉の販売をおこなうようになった。その後、親方の資格を持たない者がギルドが独占してきた仕事を始めて紛争になる事例が各地で多数あらわれることになった(Fitzsimmons 2010: 25-34)。また1790年になると、オーセール(Auxerre)やパリのかつら製造親方からコンパニオンが職場を設立して親方と競合していると国民議會に保護を求める訴えがなされている(Fitzsimmons 1996: 145-6)。
- 20) アラド法の全文は中村(1971)参照。
- 21) ここで労働停止についてストライキの語を使うのは、この当時すでにフランスで現代的な意味でストライキという語が使われるようになっていたと考えられるためである。サナンシャーは1785年、パリの建設職人が労働停止をおこなった際、現在のフランス語で「ストライキをおこなう」を指すfaire grèveという用語がその意味で使われるようになったと指摘している。ただサナンシャーは、その後もfaire grèveという語が集會をおこなうなどほかの意味で使われることがあったとしている(Sonenscher 1987: 77)。
- 22) さらに1810年に制定されたナポレオン刑法典は、賃上げ、賃下げのため雇用主あるいは労働者が結託することを以下のように禁止した。「414条 労働者を雇用する者の間で、賃金の引き下げを不当、濫用的に強制しようとするあらゆる結託は、その試みまたは実行の開始があった場合、6日から1か月までの懲役および200フランから3,000フランまでの罰金を科す」[415条 労働者による、同時に一斉に労働を停止するための結託、特定の職場における労働を禁止するための結託、特定の時間前に職場に行くことあるいは特定の時間後に職場にとどまることを妨げるための結託、または一般的に作業を中断し、あるいは妨害しそのことで賃金を引き上げようとする結託はすべて、その試みまたは実行の開始があった場合、1か月から3か月までの懲役によって処罰される。その首謀者、扇動者は2年から5年までの懲役によって処罰される」(*The Penal Code of France, English Translation*, H. Butterworth, 1819: 86)。この規定は、ルイ・ナポレオン政権下の1864年5月に修正され、団体行動の禁止が解除された。そして、1884年3月にはワルデック・ルソー法により、法律の定める届け出の条件を満たす限り行政の許可なく職業組合を自由に結成できることが定められ、組合結成が権利として正式に認められることになった(野田 2022: 294)。
- 23) リヨンの絹織物業では、コンパニオンは親方が商人から受け取る賃率に比例して賃金を受け取るという慣習が守られていた。一般的には、親方が商人から受け取る賃率の半分より多く、3分の2より少ない部分がコンパニオンに支払われた(Garden 1970: 286)。

- 24) たとえば、1789年、リヨンの帽子製造業では157人の親方に対し2,700人のコンパニオンがいた。建設業などでも親方1人に対しコンパニオン5人という状況が生まれていた (Farr 2008: 81)。
- 25) 小井は、リヨン全市の1792年または1793年の動産課税台帳を用い、住民の職業構成を明らかにするとともに、そのそれぞれについて課税基準として使われたロワイエ (住居の家賃) の平均額を明らかにしている。そこでは、絹織物職人 (親方とコンパニオンの両方を含む) のロワイエが、他の手工業者よりむしろ非熟練労働者や女性労働者に近かったことが示されている (小井 2006: 18-28)。
- 26) 1777年から1790年までの間に新しいギルドに加入した旧親方はわずかに528人にすぎなかった。この間、監督者候補が不足し、登録料無料で経験者の呼び戻しなどがおこなわれた (Godart 1899: 176)。ギルド廃止が決定した後にギルドに加入する者が多かったとは考えにくく、新しいギルドに加盟した者の多くは親方資格証明書を返却して返金の約束を受けたと思われる。
- 27) シャリエ派はジョゼフ・シャリエ (Joseph Chalier) を中心としたリヨンにおける急進的な愛国派 (ジャコバン派) のグループ。
- 28) 1791年9月公布の憲法により国民立法議会 (Assemblée nationale législative) が発足した (中村 2003: 20)。
- 29) 1792年9月、リヨンではシャリエ派のビュサ (Bussat) が作成した公定価格での販売を食品店に強制する民衆暴動が発生。これをうけ市評議会はパンなどの価格統制を認めた。しかし事態が鎮静化すると市評議会は運動の首謀者を逮捕し、価格統制をおこなうという決定を取り消した。内務大臣に就任したロランは、自由な商業活動を擁護する立場からリヨンの価格統制を強く批判していた (Edmonds 1984: 429; 小井 2006: 62; ソプール 1953b: 37)。
- 30) リヨンで反ジャコバン反乱がおこった背景として、小井はシャリエ派が急進的な政策を推し進めたことが穏健な人々の間に恐怖心を生みだしたことがあったと述べている (小井 2006: iv, 14)。一方、エドモンズは市政を掌握したシャリエ派が、資金難や国民公会の対応の遅さ (国民公会が穀物と小麦の価格統制を認めたのは1793年5月4日) などから庶民の不満に迅速、的確に対応できなかったことが民衆や憲法の友民衆協会の多くのセクションの離反を招いたことを強調している (Edmonds 1990: 2-3)。
- 31) 1793年3月から4月にかけてクラブセントラルのジャコバンクラブへの改組がおこなわれた (小井 2006: 77)。
- 32) 労働手帳制度は各地で労働者から大きな反発を引きおこしたが、リヨンの絹織物職人については労働裁判所が設立された後は警察でなく労働裁判所の管轄におかれたこともあり反発は他所ほど大きくならなかったと指摘されている (Pariset 1901: 265-8)。
- 33) conseil de prud'hommes は直訳すると賢明な人の評議会という意味になる。prud'hommes (賢明な人) は、最も経験豊富な親方を指して使われることがあった (Pariset 1901: 31)。
- 34) Bonaparte (2008) は、トラファルガー海戦 (10月21日) やアウステルリッツの戦い (12月2日) があった1805年1月1日から12月31日までのナポレオンによる1764通の書簡を掲載している。そのうち軍事に関するものが44%、外交に関するものが22%、残りは内政その他の問題となっている (Kerautret et al 2008:11)。リヨン滞在中に出された書簡も大半は軍事に関するものとなっている。なお、4月13日付のナポレオンの書簡では、リヨンの街を盛大に行進し絹織物製造所の視察におもむいたことが記されている (Bonaparte 2008: 205)。
- 35) 1799年憲法では、国務院が法律を起草し (52条)、護民院が法案を審議し (28条)、立法議会がいかなる審議もなしに秘密投票で法律を制定する (34条) とされている (中村 2003: 85-91)。
- 36) 1806年にはリヨンに加えエロー県クレルモン (Clermont), 1807年にはニーム (Nîmes), トロワ (Troyes), テイエール (Thiers), スダン (Sedan), サン=カンタン (Saint-Quentin), ミュルーズ (Mulhouse), カルカソンヌ (Garcassonne), アヴィニオン (Avignon), 1809年にはタラール (Tarare), ランス (Reims), リムー (Limoux), 1810年にはサン=テティエンヌ (Saint-Etienne),

ルーベ (Roubaix), マルセイユ (Marseille), ル
 ヴイエ (Louviers), ロデーヴ (Lodève), リール
 (Lille), 1811年にはサン = シャモン (Saint-
 Chamond), オルレアン (Orléans), アンブルピ
 ユイ (Amplepuis), アレ (Alais), 1813年にはス
 トラスブール (Strasbourg), ボルベック (Bolbec),
 アランソン (Alençon) に労働裁判が設置された
 (Levasseur 1903: 390)。

引用文献 (欧文)

- Bezucha, Robert, 1974, *The Lyon Uprising of 1834: Social and Political Conflict in the Early July Monarchy*, Harvard University Press
- Bonaparte, Napoléon, 2008, *Boulogne, Trafalgar, Austerlitz*, 1805, Les éditions Fayard
- Doyle, William, 1989, *The Oxford History of the French Revolution*. Oxford University Press
- Duvergier, Jean, 1826a, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens et avis du conseil d'état*, t. 14
- Duvergier, Jean, 1826b, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens et avis du conseil d'état*, t. 15
- Edmonds, Bill, 1983, 'A Study in Popular Anti-Jacobinism: The Career of Denis Monet,' *French Historical Studies*, Vol. 13, No. 2, pp. 215-251
- Edmonds, Bill, 1984, 'The Rise and Fall of Popular Democracy in Lyon, 1789-1795,' *Bulletin of the John Rylands Library*, Vol. 67, No. 1, pp. 408-449
- Edmonds, Williams, 1990, *Jacobinism and the Revolt of Lyon 1789-1793*, Oxford University Press
- Farr, James, 2008, *The Work of France: Labor and Culture in Early Modern Times, 1350-1800*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc.
- Fitzsimmons, Michael, 1996, 'The National Assembly and the Abolition of Guilds in France,' *The Historical Journal*, Vol. 39, No. 1, pp. 133-154
- Fitzsimmons, Michael, 2003, *The Night the Old Regime Ended: August 4, 1789, and the French Revolution*, Pennsylvania State University Press
- Fitzsimmons, Michael, 2010, *From Artisan to Worker: Guilds, the French State, and the Organization of Labor*, Cambridge University Press
- Garden, Maurice, 1970, *Lyon et les lyonnais au XVIIIe siècle*, Les Belles-Lettres
- Godart, Justin, 1899, *L'ouvrier en soie : monographie du tisseur lyonnais; étude historique, économique et sociale*, Bernoux & Cumin
- Higby, Chester and Caroline Willis, 1948, 'Industry and Labor under Napoleon,' *The American Historical Review*, Vol. 53, No. 3, pp. 465-480
- Kerautret, Michel et Gabriel Madec, 2008, 'Introduction: Boulogne, Trafalgar, Austerlitz,' Bonaparte, Napoléon, *Boulogne, Trafalgar, Austerlitz*, 1805, Les éditions Fayard, pp. 11-13
- Laurent, Émile et Jérôme Mavidal (dir.), 1879, *Archives parlementaires de 1787 à 1860. Première série (1787-1799), tome III: états généraux; cahiers des sénéchaussées et bailliages*, Librairie administrative P. Dupont
- Levasseur, Emile, 1903, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870, 2e éd*, t. 1, Arthur Rousseau
- Longfellow, David, 1980, *The Silk-Weavers of Lyon during the French Revolution 1786-1796*, John Hopkins University (Doctoral dissertation)
- Longfellow, David, 1981, 'Silk Weavers and the Social Struggle in Lyon during the French Revolution, 1789-94,' *French Historical Studies*, Vol. 12, No. 1, pp. 1-40
- Pariset, Ernest, 1901, *Histoire de la fabrique lyonnaise: étude sur le régime social et économique de l'industrie de la soie à Lyon, depuis le XVIIe siècle*, A. Rey
- Reddy, William, 1984, *The Rise of Market Culture: The Textile Trade and French Society, 1750-1900*, Cambridge University Press
- Sewell, William, 1980, *Work and Revolution in France: The Language of Labor from the Old Regime to 1848*, Cambridge University Press
- Swell, William, 1986, 'Artisans, Factory Workers, and the Formation of the French Working Class, 1789-1848,' Katznelson, Ira and Aristide Zolberg (eds.), *Working-Class Formation: Nineteenth-*

- Century Patterns in Western Europe and the United States*, Princeton University Press, pp. 45-70
- Shepherd, Robert, 1903, *Turgot and the Six Edicts*, Columbia University
- Sonenscher, Michael, 1987, 'Journeyman, the Courts and the French Trades 1781-1791,' *Past & Present*, No. 114, pp. 77-109
- Sonenscher, Michael, 1989, *Work and Wages: Natural Law, Politics and the Eighteenth-Century French Trades*, Cambridge University Press
- Vardi, Liana, 1988, 'The Abolition of the Guilds during the French Revolution,' *French Historical Studies*, Vol. 15, No. 5, pp. 704-717
- 引用文献 (邦文)**
- フォール, E. (渡辺恭彦訳), 2007, 『チュルゴーの失脚: 1776年5月12日のドラマ (下)』, 法政大学出版局
- ヒッグス, H. (住谷一彦訳), 1957, 『重農学派』, 未来社
- 井上すゞ, 1972, 『ジャコバン独裁の政治構造』, 御茶の水書房
- 小井高志, 2006, 『リヨンのフランス革命: 自由か平等か』, 立教大学出版会
- 河野健二編, 1989, 『資料 フランス革命』, 岩波書店
- 久保田明光, 1968, 『重農学派経済学: フィジオクラシイ』, 前野書店
- ルフェーヴル, G. (高橋幸八郎他訳), 1975, 『1789年: フランス革命序論』, 岩波書店
- 中村義孝編訳, 2003, 『フランス憲法史集成』, 法律文化社
- 中村紘一訳, 1971, 「資料 一, 営業 (および) 手工業の宣誓組合および同業体の廃止に関する勅令・一七七六年二月 (テュルゴ 〈Turgot〉 勅令) 二, 一七九一年三月二日 = 一七日の (すべてのエド税, すべての親方身分および宣誓組合の廃止および営業免許状の設定に関する) デクレ (ダラルド 〈d'Allarde〉 法)」, 『比較法学』, 第6巻第2号, pp. 335-357
- 野田進, 2022, 『フランス労働法概説』, 信山社
- 大野威, 2025, 「労働裁判の起源と誕生の背景: 絶対王政期におけるリヨン絹織物ギルドの取締役親方制度 (上)」, 『立命館大学産業社会論集』, 第61巻第3号, pp. 1-12
- ソブール, A. (小場瀬卓三他訳), 1953a, 『フランス革命 1789-1799 (上)』, 岩波新書
- ソブール, A. (小場瀬卓三他訳), 1953b, 『フランス革命 1789-1799 (下)』, 岩波新書
- 渡辺輝雄, 1971, 「重農主義」, 杉原四郎・真実一男編, 『経済学形成史』, ミネルヴァ書房, pp. 31-48

The Origins and Background of Labor Courts: The System of *Maîtres-Gardes* in the Lyon Silk-Weaving Guild under Absolutism (Part II)

OHNO Takeshiⁱ

Abstract : In many countries, including Japan, labor courts have been established as mechanisms to resolve labor disputes quickly and at low cost, with representatives of labor and management who are knowledgeable about labor issues participating as judges. It has become conventional wisdom that this system originated in 1806, when Napoleon Bonaparte created *conseils de prud'hommes*. The purpose of this paper is to show that these labor courts were modeled on the system of *maîtres-gardes* (supervising masters) in Lyon's silk-weaving guild during the period of absolute monarchy, in which masters and the merchants who employed them jointly resolved internal guild disputes. The structure of this article is as follows. Section 9 explains that although the edict abolishing the guilds promulgated by Turgot in 1776 formally dismantled the guild system, it had little practical impact on the Lyon silk guild. Section 10 examines the wage increase demands made by silk artisans in 1779 and 1786, as well as the subsequent repression of these movements. Sections 11 through 13 analyze how, during the French Revolution, silk artisans succeeded in securing wage increases with the support of Chaliier's supporters. Finally, Sections 14 and 15 describe the process by which, in response to requests from the Lyon Chamber of Commerce, Napoleon established the labor courts, and shows that these institutions were founded on the model of the system of *maîtres-gardes* (supervising masters) of Lyon's silk weaving guild.

Keywords : *Conseils de prud'hommes*, labor courts, labor tribunals, Lyon, France, silk weaving, guild, *maîtres-gardes*, Turgot, French Revolution, Napoleon Bonaparte

i Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University